

正 会 員 各 位

（一社）全国ＬＰガス協会

デジタル手続法改正に伴う液石法施行令に関わる意見募集について
（お知らせ）

去る６月２０日全Ｌ協保安元第１８号でお知らせいたしました「デジタル手続法に係る液石法改正」に伴い、液石法第１４条の書面交付及び第２８条の委託契約書交付についてオンラインによる情報提供を相手方の同意により可能とする規定の整備を行う意見公募が、内閣官房のホームページに掲載されましたのでお知らせいたします。

つきましては、相手方との同意方法、同意内容、オンライン可能後の書面の変更が生じた際の対応や料金表の交付等課題も想定されますので都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、本件についてご周知いただき、ご意見がある場合は、別添の意見公募（１１月２２日締切）要領に基づき全般に関する意見はＩＴ総合戦略室に、液石法に関する意見は、石油流通課にご提出をいただくとともに、当協会にも写しをご送付くださいますようお願いいたします。

なお、デジタル手続法の施行は本年１２月を予定しております。

内閣官房情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室ホームページ掲載アドレス（別添）
<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=060191024&Mode=0>

概要：６月２０日全Ｌ協保安元第１８号「デジタル手続法に係る液石法改正」

「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（デジタル手続法）の改正により、液石法第１４条の書面交付及び第２８条の委託契約書交付について、情報通信技術を利用する方法が追加されました。

以 上

（発信手段：Ｅメール）

（担当：事業推進部 堀江、笠間）

パブリックコメント

[意見募集中案件](#)
[意見募集終了案件](#)
[結果公示案件](#)
[全ての案件](#)

[パブリックコメント\(制度\)について](#)
[このページの見方について](#)

パブリックコメント:意見募集中案件詳細

IT社会化推進

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(仮称)に関する意見募集

案件番号	060191024				
定めようとする命令等の題名	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(仮称)				
根拠法令項	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第3条第3号ロ、第10条第1号、第11条等				
行政手続法に基づく手続であるか否か	行政手続法に基づく手続				
問合せ先(所管府省・部局名等)	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室 電話:03-3581-1357 FAX:03-3581-3966				
案の公示日	2019年10月24日	意見・情報受付開始日	2019年10月24日	意見・情報受付締切日	2019年11月22日
意見提出が30日未満の場合その理由					

関連情報

意見公募要領(提出先を含む)、命令等の案	・ 政令第の概要 PDF ・ 意見公募要領 PDF
関連資料、その他	・ 参考資料(デジタル手続法に基づく政省令の策定について) PDF
資料の入手方法	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室にて閲覧に供する
備考	

意見提出には画像や音声による認証が必要です。

[意見提出フォームへ](#) >>

[e-Govについて](#) [利用条件](#) [個人情報の取扱について](#) [安全な通信\(TLS\)について](#)

Copyright © Ministry of Internal Affairs and Communications All Rights Reserved.

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案（仮称）の概要

令和元年 10 月 24 日
内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

1. 趣旨

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号。以下「デジタル手続法」という。）により、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「行政手続オンライン化法」という。）等が改正されたことに伴い、デジタル手続法による改正後の行政手続オンライン化法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律。以下「新法」という。）において新たに政令に委任された事項を定める等、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成15年政令第27号）等の関係政令について、所要の規定の整備等を行う。

2. 内容

(1) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令の一部改正

① 国の行政機関等に該当する特殊法人等（新法第3条第3号口関係）

新法においては、一定の特殊法人等を新法第5条第1項に規定する情報システム整備義務の対象とする「国の行政機関等」として政令で指定することとしたことから、これらの者を定める。

② 法の適用除外となる手続等（新法第10条第1号関係）

新法においては、オンライン等により行うことが適当でない手続等は政令で指定することとしたことから、これらの手続等を定める。

③ 提出を不要とする添付書面等及びその代替措置（新法第11条関係）

新法においては、申請等に際し添付することとされている政令で定める添付書面等について、申請者等が行う政令で定める代替措置により必要な情報を行政機関等が入手・参照することができる場合には、当該添付書面等を要しないこととしたことから、これらの添付書面等及び代替措置を定める。

④ その他

行政手続オンライン化法の題名及び条項の改正に伴う規定の整備等を行う。

(2) その他関係政令の規定の整備等

- ① 行政手続オンライン化法の改正に合わせて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）についても改正が行われたことに伴い、新たに政令に委任された事項を定める等、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）について、所要の規定の整備を行う。
- ② 上記のほか、デジタル手続法による行政手続オンライン化法等の改正に伴い、これらの法律を引用している関係政令について所要の規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定める。

3. 施行期日

デジタル手続法の施行の日（令和元年12月予定）

意見公募要領

1 意見公募対象

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案（仮称）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が令和元年5月31日に公布されたことを受けて、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令等の関係政令について、所要の改正を行うものです。

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

（２）電子メールを利用する場合

【政令案全般に関する意見】

電子メールアドレス：g.it-DF_atmark_cas.go.jp

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室 あて

【液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の改正に関する意見】

電子メールアドレス：ekisekihou-pbcomment_atmark_meti.go.jp

経済産業省資源エネルギー庁石油流通課 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、「_atmark_」を@に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしく願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。)

(3) 郵送する場合

【政令案全般に関する意見】

〒100-8926 東京都千代田区霞が関3-3-1 尚友会館2階

内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室 あて

【液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の改正に関する意見】

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

資源エネルギー庁石油流通課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

【政令案全般に関する意見】

FAX 番号：03-3581-3966

内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室 あて

【液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の改正に関する意見】

FAX 番号：03-3581-1837

資源エネルギー庁石油流通課 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

令和元年 10 月 24 日（木）から令和元年 11 月 22 日（金）まで（必着）

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

6 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載するほか、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

【政令案全般に関すること】

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

電 話：03-3581-1357

F A X：03-3581-3966

電子メールアドレス：g.it-DF_atmark_cas.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

【液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の改正に関すること】

資源エネルギー庁石油流通課

電 話：03-3501-1320

F A X：03-3501-1837

電子メールアドレス：ekisekihou-pbcomment_atmark_meti.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

令和元年 月 日

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室 あて
資源エネルギー庁石油流通課 あて

郵便番号

（ふりがな）

住所（所在地）

（ふりがな）

氏名（法人又は団体名等）（注１）

電話番号

電子メールアドレス

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注１ 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。あわせて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注２ 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見

デジタル手続法※（令和元年5月31日公布）の概要

※行政手続オンライン化法、住民基本台帳法、公的個人認証法、マイナンバー法等を改正

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、
行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項等を定める。

○行政手続オンライン化法の改正

※法律の題名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル行政推進法）」に変更

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

- ①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②ワンストップ：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続の原則オンライン化等のために必要な事項

行政手続における情報通信技術の活用

- 1 行政手続のオンライン原則
・行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、オンライン実施を原則化（地方公共団体等は努力義務）
・本人確認や手数料納付もオンラインで実施（電子署名等、電子納付）
・国の行政機関等に該当する独法等（政令）
・適用除外手続（政令）
・オンライン手続の細則（各府省主務省令）

添付書類の撤廃

・添付書類の省略の対象等（政令）

- 2 行政機関間の情報連携等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、添付を不要とする規定を整備（登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や本人確認書類（電子署名による代替）等を想定）

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- ・オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための情報システム整備計画、データの標準化、API（外部連携機能）の整備、情報システムの共用化

デジタル・デバイドの是正

- ・情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

民間手続における情報通信技術の活用の促進

- ・行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- ・法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、オンライン化を可能とする法制上の措置を実施

概要

行政手続オンライン化法の改正に伴い、(a)行政手続オンライン化法施行令の改正、(b)関係政令の規定整備及び(c)各府省主務省令の規定整備を年内に実施

主な改正事項

(a)行政手続オンライン化法施行令の改正

ア)「国の行政機関等」に分類される独法等の指定（デジタル行政推進法第3条第3号口関係）

- ⇒ 情報システム整備計画の対象となる「国の行政機関等」に分類される独法等を特定し、政令に規定
国民生活に大きな影響を与える手続を行っており、かつ手続の年間利用件数が多い法人を特定することを想定

イ) 適用除外（性質上オンライン不可）の対象手続の指定（同法第10条第1号関係）

- ⇒ 性質上オンライン等により行うことが適当でない手続等を特定し、政令に規定

ただし、対象手続は可能な限りゼロに近づけることとする方針（参考）現行の行政手続オンライン化法における適用除外手続：約230手続

ウ) 添付書類の省略の対象と代替措置の指定（同法第11条関係）

- ⇒ 添付書類の省略の対象と代替措置（例えば行政機関等の情報連携等）について政令に規定

（参考）情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル行政推進法）

第三条第三号 国の行政機関等 次に掲げるものをいう。

ロ 前号ニ及び前号ニからすまに掲げる者（注：独立行政法人、特殊法人等）のうちその者に係る手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化のために当該手続等にお

ける情報通信技術の利用の確保が必要なものとして政令で定めるもの

第十条 次に掲げる手続等については、この節の規定は、適用しない。

一 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を（…）情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして政令で定めるもの

第十一条 （…）住民票の写し、登記事項証明書その他の政令で定める書面等（…）については（…）当該書面等の区分に応じ政令で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用し、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入力し、又は参照することができるときは、添付することを要しない。

(b)関係政令の規定整備

- 行政手続オンライン化法の改正に伴う政令の規定整備

(c)各府省主務省令の規定整備

- 行政手続オンライン化法の改正に伴う各府省主務省令の規定整備

デジタル手続法案への経済産業省の対応

1. デジタル手続法案の主な内容

① 行政手続における情報通信技術の活用

- 行政手続のオンライン原則
- 添付書類の撤廃
 - ✓ 登記事項証明書等の添付書類について、行政機関間の情報連携等により提出を不要とする規定を整備。

② デジタル化を実現するためのシステム整備等

- 国のシステム整備の促進
- デジタル・デバイド対策
 - ✓ 国民の情報通信技術活用のための能力等の格差の是正。

③ 民間事業者による情報通信技術の活用の促進

- 民間手続のデジタル化
 - ✓ 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、オンライン化を可能とする法制上の措置を実施。

2. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の改正（上記③に対応）

【現行制度の概要】

- 液化石油ガス販売事業者から、一般消費者等に対し 書面で情報提供を行う義務(第14条)
 - ✓ 取引条件で問題が生じやすい点を明記
 - ⇒ 取引の適正化を促進
- 液化石油ガス販売事業者と、保安業務委託先の保安機関が、重要事項を記載した書面を相互交付する義務(第28条)
 - ✓ 委託関係の明確化
 - ⇒ 保安業務の的確な遂行

- 書面に代えて、オンラインによる情報提供も可能に（情報提供の相手方の同意が必要）

⇒ 事業者の負担軽減、一般消費者等の利便性の向上

[デジタル手続法案]

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案（仮称）の概要

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、
①行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続のオンライン原則に関する共通事項を定めるとともに、
②行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる。

①行政のデジタル化に関する基本原則及び共通事項（行政手続オンライン化法※）

※法律名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に変更

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

- ①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続のオンライン原則に関する共通事項

✓「オンライン可能」から「オンライン原則」への転換

現行	申請等を、書面に加えオンラインでも受け付けることができる	改正後	申請等を書面に代えて、原則オンラインで受け付ける
----	------------------------------	-----	--------------------------

✓ 具体的な規定内容

行政手続における情報通信技術の活用

行政手続のオンライン原則

- 行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- 本人確認や手数料納付もオンラインで実施**（電子署名等、電子納付）

添付書類の撤廃

- 行政機関間の情報連携等により省略可能となる添付書類について、**法令上省略可能とする規定を整備**（登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や本人確認書類（電子署名による代替）等を想定）

デジタル化を実現するためのシステム整備等

- オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための**システム整備、データの標準化、API（外部連携機能）の整備等**
- 情報通信技術の活用のための能力等の格差（デジタル・デバйд）の是正

民間事業者による情報通信技術の活用の促進

- 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、オンライン化を可能とする法制上の措置を実施

②行政のデジタル化を推進するための個別施策（住民基本台帳法、公的個人認証法、マイナンバー法）

本人確認情報の保存及び提供の範囲の拡大（住民基本台帳法）

- 国外転出者の本人確認情報の公証（戸籍の附票の記載事項の追加・記載された本人確認情報の保存・提供）
- 本人確認情報の長期かつ確実な保存及び公証（住民票等の除票を除票簿として保存・安全確保措置等）
- 本人確認情報の提供を受けられる事務の追加（酒類製造免許に関する事務等を追加）
→ 情報通信技術を活用した個人の識別・認証を将来にわたり、国内外問わず実現
（オンライン手続・本人確認の実現、添付書類の省略の前提）

公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用者・利用方法の拡大（公的個人認証法、マイナンバー法）

- 国外転出者による公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用
→ 国外転出者による公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードを活用したオンライン手続・本人確認の実現
- 個人番号カードへの移行拡大（通知カードの廃止）
- 利用者証明用電子証明書の利用方法の拡大（暗証番号入力を要しない方式）

個人番号利用事務及び情報連携対象の拡大（マイナンバー法）

- 罹災証明書の交付事務等の個人番号利用事務への追加
- 社会保障分野の事務の処理のために、情報連携の対象の事務や情報を追加
→ 行政手続における関係書類の提出の省略、行政事務の効率化